

フリースクール等に通われている児童生徒のご家族の皆様へ

（補助金制度のご案内）

不登校児童（小学生）・生徒（中学生）がそれぞれの特性に合った通いの居場所を確保し、不登校状態を起因とした孤立を防ぐことを目的に、「葉山町フリースクール等利用児童生徒支援補助金」制度を開始します。

補助金額

児童（小学生）・生徒（中学生）
1人につき、上限
1万5千円／月

児童（小学生）・生徒（中学生）1人あたりの補助額は、利用料等の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、1月につき15,000円を上限とします。

対象者

次のすべてに当てはまる方を対象とします。

- （1）葉山町立小・中学校に在籍する児童（小学生）・生徒（中学生）の保護者
- （2）在籍する学校（以下「在籍学校」という。）に登校が困難な児童（小学生）・生徒（中学生）の保護者
- （3）葉山町が認定したフリースクール等の施設（以下「認定施設」という。）に在籍する児童（小学生）・生徒（中学生）の保護者
- （4）児童（小学生）・生徒（中学生）の様子等に関する情報について、在籍する葉山町立小・中学校又は葉山町が必要に応じて在籍学校や認定施設に申請内容等について情報共有することを承諾する保護者
- （5）対象経費について別の団体等から補助を受けていない保護者
- （6）町民税の滞納がない保護者

申請方法・問合せ

町ホームページに掲載の申請書をダウンロードし、教育委員会学校教育課にお申し込みください。申請書類は、町教育委員会学校教育課窓口でも配付しています。現在の認定施設など、詳しくは町ホームページをご覧ください。

問合せ先：葉山町教育委員会学校教育課学務係
電話 046 (876) 1111 内線 7220、7221

申請の流れ

STEP 1

1 申請書の提出

申請書は、毎年度（4月～3月）申請が必要です。

【締切日】

その年度の最初の利用日の翌月末日が締切日です。

ただし、3月開始の場合は、3月中に申請してください。

締切日までに申請した場合、補助金開始月は、利用開始月から始まります。



※申請が締切日を超えると、補助金の交付開始月が1月遅れます。

（例1）4月から認定施設に通学している方が、5月末日までに申請した場合→4月通学分から補助金交付します。

（例2）4月から認定施設に通学している方が6月中に申請した場合→5月通学分から補助金交付します。

【提出物】

- ①葉山町フリースクール等利用児童生徒支援補助申請書（第1号様式）
- ②フリースクール等への通所に関し契約内容が分かるもの
- ③申請する年に町に転入された方は、前年度の市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

STEP 2

2 認定

町から「認定通知書」又は「不認定通知書」が届きます。



STEP 3

3 実績報告書等の提出

半年に1度、計2回の提出が必要です。

【提出期間】

（上期）4月1日～9月30日までの利用料

⇒10月1日～10月31日（休日の場合はその翌日）までに提出

（下期）10月1日～3月31日までの利用料

⇒3月1日～4月10日（休日の場合はその翌日）までに提出

【提出物】

- ①実績報告書（第6号様式）
- ②フリースクール等利用確認書兼補助金対象施設経費報告書（第7号様式）
※②の作成は、認定施設にお願いしてください。

GOAL

4 補助金額の確定、払い込み

3で提出された実績報告書等を精査し、町から「交付決定通知書」が送付され、指定口座に補助金額が振り込まれます。